

令和元年度第 17 回庁議提案 審議・報告・その他
 提出日：令和元年 12 月 9 日
 担当部・課：福祉部障害福祉課〔内線 2483〕

① 件名	令和元年台風第 19 号に伴う障害福祉サービス等利用者負担額の免除について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	<p>【背景】 令和元年台風第 19 号による災害について、同年 10 月 12 日に災害救助法が適用され、被災者に係る障害福祉サービス等の利用料については、同年 10 月 16 日付で厚生労働省より、災害により利用料の支払いが困難である場合は、市町村の判断により利用料を免除することができる旨の通知があった。</p> <p>【目的】 障害福祉サービス等利用者負担額を免除することにより、被災者の医療や介護サービスを確保するとともに、経済的負担の軽減を図るもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	<p>【根拠法令】 障害者総合支援法 児童福祉法 石巻市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則 石巻市児童福祉法施行細則</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は〔個別計画との整合性〕】 第 4 章 安心して健やかに暮らせるまち 第 5 節 自立し、いきいき暮らせる障がい者福祉の充実を図る。</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	<p>令和元年 10 月 12 日 令和元年台風第 19 号について災害救助法適用 16 日 令和元年台風第 19 号による被災者に係る利用料等の取扱いについて（厚生労働省社会・援護局事務連絡） 31 日 令和元年台風第 19 号による被災者に係る自立支援医療（精神通院）の取扱いについて（宮城県保健福祉部精神保健推進室長通知） 11 月 7 日 令和元年台風第 19 号に伴う災害に関する介護給付等及び障害児通所給付費等の請求の取扱いについて（厚生労働省社会・援護局事務連絡） ※障害福祉サービス等事業所へは宮城県より周知 15 日 災害による障害児入所給付費等の利用者負担の軽減に関する取扱要綱一部改正（宮城県）</p>
⑤ 主な内容	<p>令和元年台風第 19 号による被害を受けたことにより、次のいずれかに該当する場合は、障害福祉サービス等利用者負担額を免除する（※食費及び居住費等は該当しない）。</p> <p>1 免除対象者の要件</p> <p>(1) 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる損害を受けた場合 (2) 主たる生計維持者が死亡、重篤な傷病又は行方不明である場合 (3) 主たる生計維持者が業務廃止・休止、失職し現在収入がない場合</p> <p>2 対象となる障害福祉サービス等</p> <p>(1) 介護訓練給付費等及び障害児通所給付費等（短期入所や放課後等デイサービス等の利用費） (2) 自立支援医療費（人工透析等に係る医療費） (3) 補装具費（義足や車椅子などの購入費等） (4) 地域生活支援サービス給付（移動支援や訪問入浴等の利用費等）</p>

3 免除の実施方法

り災証明書が交付された世帯の対象者に「利用者負担免除決定通知書」を交付し、受領後は障害福祉サービス等事業者に提示することで免除となる。

4 免除期間

令和元年10月12日から令和2年1月31日まで

5 利用者負担額の還付

令和元年10月12日以降に障害福祉サービス等事業者へ支払済の利用者負担額については、申請により還付する。

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

被災者の経済的負担の軽減を図ることができる。

【市財政への負担】

障害福祉サービス等利用者負担見込額：63人 1,870千円

※現時点で、国・県による財政措置は未定

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

【実施済自治体の内容】

	免除期間	減免内容
仙台市	12ヶ月	損害の割合で全額又は半額
塩竈市	R2.1.31まで	全額
白石市	R2.1.31まで	半壊以上で全額
角田市	R2.3.31まで	全額
栗原市	R2.9.30まで	全額

※東松島市、女川町は現時点では未実施。

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和元年 12月 令和元年台風第19号に伴う障害福祉サービス等給付費等の利用者負担の免除に関する要綱（公布の日から施行）

⑨ その他